

麻酔科標榜許可の電子申請について

麻酔科の標榜許可は、医療法第6条の6第1項の規定に基づき、医道審議会医道分科会麻酔科標榜資格審査部会の審査を経て、厚生労働大臣が許可することとなっております。

このたび、申請者の利便性や電子申請の推進を考慮し、麻酔科標榜許可に関する申請に関して、次の通り、基本は、e-Gov*電子申請システムからの電子申請とさせていただきますが、当分の間、従来通りの郵送での申請も受け付けます。

現行からの変更は下記の通りです。

*e-Gov（電子政府の総合窓口）とは、総務省行政管理局が運営する総合的な行政情報ポータルサイトであり、現在も麻酔科標榜許可の申請手続等を掲載しています。

【申請時】

	申請書	現行	今後
基準 1	麻酔科標榜許可 申請書	文書を郵送 (別紙第1)	Web上で入力、申請* ¹
	麻酔施行経験 証明書	文書を郵送 (別紙第2)	①Web上で入力、申請 ②プリントアウトしたものに病院公印を押印 ③公印を押印した証明書をスキャンしたPDFファイルをアップロード
基準 2	麻酔科標榜許可 申請書	文書を郵送 (別紙第1)	Web上で入力、申請* ¹
	麻酔施行経験 証明書	文書を郵送 (別紙第3)	①入力したExcelファイル* ² をアップロード ②Excelファイルから施設ごとの証明書を印刷し、病院公印を押印 ③公印を押印した証明書をスキャンしたPDFファイルをアップロード
基準 3	麻酔科標榜許可 申請書	文書を郵送 (別紙第1)	Web上で入力、申請* ¹
	麻酔施行経験 証明書	文書を郵送 (別紙第2)	①Web上で入力、申請 ②研修を受けた海外施設あるいは指導医のサインのある書類（様式自由）をスキャンしたPDFファイルをアップロード

*¹ 電子申請時にマイナンバーカードにより個人を特定するため、個人印を省略する予定（資料1-2）

*² 個人情報保護の観点から、現在の別紙様式第3にある「患者の氏名等」を、「患者の年齢」と「患者の性別」へ変更する予定（資料1-3）

電子申請時の注意点

- ・ マイナンバーカードが必要
- ・ カードリーダーが必要（マイナンバーカードを読み込ませるため）
- ・ 電子申請した文書は、必要に応じて再提出していただくことがあるため、麻酔科標榜許可後5年間保存することが望ましい。

【承認時】

承認時に電子メールで連絡。

返送用封筒を送っていただき、麻酔科標榜許可書を郵送（現行通り）。

【再交付および書換時】

	申請書	現行	今後
再交付	麻酔科標榜許可書 再交付申請書	文書を郵送 (別記様式(1))	Web上で入力、申請* ¹
	「亡失時のくわしい 事情を記した書類」	文書を郵送	Web上で入力、申請
書換	麻酔科標榜許可書 書換交付申請書	文書を郵送 (別記様式(6))	Web上で入力、申請* ¹ (戸籍謄(抄)本をスキャンしたPDF ファイルをアップロード)

*¹ 電子申請時にマイナンバーカードにより個人を特定するため、個人印を省略する予定（資料1-4、1-5）

【今後の予定】

- ・ 平成30年2月1日以降の申請（平成30年7月開催の麻酔科標榜資格審査部会予定分）から電子申請による受付を開始する予定。

以上